

令和7年度第2回札幌市医療体制審議会救急医療体制検討部会

1 協議事項

（1）外科系初期救急医療機関制度について

現在、外科系初期救急医療機関制度の参画医療機関は救急告示医療機関であることを条件としている。参画医療機関の数は、減少傾向にあり、救急医療体制の維持を目的に、救急告示医療機関以外の医療機関へ参画の意向調査を実施したところ、新たに2施設より当番への参画の意向があった。

これらの医療機関が当番に参画できるよう、令和7年10月1日より、参画可能な医療機関の条件を次のとおり変更する。

変更前	救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づく救急病院及び救急診療所等のうち、医師会が定める医療機関
変更後	救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づく救急病院及び救急診療所、 <u>または同省令の規定に準じた体制で診療にあたっている医療機関</u> のうち、医師会が定める医療機関

2 結果

- ・委員からの意見等なし
- ・事務局案のとおり了承された。